

事業者 各位

桂川町子育て支援課長

桂川町学童保育所運營業務委託プロポーザル実施に関する質問について（回答）

標記の件につきまして、ご質問頂いた内容とその質問に対する町の考え方を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

記

該当箇所	質問内容	町の考え方
実施要領 4. 見積上限額	・年度ごとの上限額設定は無いと理解してよいか。	・お見込みのとおり。
実施要領 5. 参加資格要件	・参加資格要件 5. (7)を満たす判断基準について。	・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づく事業の運營業務を受託した実績であれば参加資格要件を満たすと判断するものとする。
実施要領 8. 参加表明書の提出	・提出書類①～⑧についてファイリングのう え持参 と理解してよいか。 ・業務実績調書について、福岡県内の実績のみでよいか。	・実施要領「8. 参加表明書の提出」に従い、「(1)提出書類」に記載の書類を揃え、事務局へ持参又は書留郵便により提出。 ・福岡県内に限らず、全国の自治体を対象に過去 5 年間の実績を記載されたい。
実施要領 9. 企画提案書の提出	・表紙および目次等は必要か。また必要な場合は 50 ページに含まれるか。	・表紙及び目次は必須ではない。なお、添付する場合は、50 ページに含んで作成されたい。
仕様書 2. 業務の目的	・町として、今回の民間委託により特に期待する効果又は改善事項があればご教示願いたい。	・仕様書「2. 業務の目的」のとおり。

<p>仕様書 5. 対象児童及び定員について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から令和7年度までの各支援単位の月別登録児童数。 ・支援単位ごとに令和8年度4月時点の登録児童数。 ・令和5年度から令和7年度までの各支援単位の月別平均出席児童数。 ・平日、土曜日、長期休暇時の平均実利用人数をお示し願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【別紙1】参照 ・【別紙1】参照 ・【別紙2】参照 ・【別紙2】参照
<p>仕様書 6. 開所日及び開所時間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で合同保育を実施されているか。またその場合、桂川東学童保育所からはどのように移動しているか。 ・土曜日のみ、桂川学童保育所において、各クラブ利用児童の合同保育を実施することができるかとあるが、日常的に実施されているものか。児童の登所予定を見て実施しているものか。 ・土曜日に利用者がおらず休所日とする場合、委託料の返納などは必要となるか。一方、開所時間を延長する場合、延長保育料の収受を行ってよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・桂川学童保育所のみ、午後5時30分から午後6時30分まで本館(なのはなクラブ)において合同保育を実施。桂川東学童保育所においては、合同保育の実施はしていない。 ・現在はアンケート調査に基づき、日常的に実施している。なお、今後の実施については、委託事業者決定後に打合せしたい。 ・基本的には、委託業務完了後に委託料を清算し、清算残金が生じたときは、町に返納することとしている。延長保育については、委託事業者決定後に町と事業者で協議の上、詳細を決定することとした。
<p>仕様書 9. 業務の範囲及び内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町が認めた業務については、一部を再委託できるものとするかとあるが、過去にどのような再委託があったか事例をご教示願いたい。 ・おやつ代の年間徴収額及び年間支出額の実績 ・おやつ代の徴収方法について、口座振替・現金集金・ICT活用等、受託者側で運用を決めてもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に再委託した事例はない。 ・令和7年度実績 おやつ代収入：3,620,500円 おやつ代支出：3,620,500円 ・おやつ代、保護者会費、傷害保険料等の徴収方法は、町と協議の上、受託事業者側で指定して差し支えない。なお、保護者の負担にならない方法により徴収をお願いしたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のおやつ代徴収額（月額） ・ワックス掛けやエアコン清掃に関して、指定する業者があるか。 ・ワックス掛けとエアコン清掃等の実施状況、業務に係る費用実績がわかれば教示願いたい。 ・保護者会の活動内容と、学童保育所との関わりをご教示願いたい。 ・諸帳簿の提出は紙での提出か。データでお送りすることは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり1,500円/月 ・特に業者の指定はない。 ・【エアコン清掃】3年に1回実施 令和6年度 桂川東学童保育所 3台 令和7年度 なのはなクラブ 4台 たんぽぽクラブ 1台 令和8年度 あじさいクラブ 3台 (予定) すずらんクラブ 2台 ひまわりクラブ 3台 ・【ワックス掛け】年1回実施 令和7年度 なのはなクラブ たんぽぽクラブ 桂川東学童クラブ ・費用実績【別紙5】委託料 参照 ・役員会、保護者会総会、児童へのプレゼント配布（誕生日月）等を実施。なお、保護者会の運営については今後変更の可能性あり。 ・メールにより提出とする。
<p>仕様書 10. 支援の体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在勤務している支援員及び補助員の状況、各支援単位の配置人数（常勤・非常勤別）及び勤続年数区分、放課後児童支援員認定資格保有者数、1週間当たりの勤務時間の概況について ・69歳以上の職員の人数 ・統括責任者の配置について1名配置とあるが、常勤・専従などに関する要件があればご教示願いたい。 ・各支援単位における特別な配慮を要する児童数。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【別紙3】及び【別紙4】参照 ・職員の年齢等に関する質問は回答を差し控える。 ・統括責任者については、確実に業務を遂行できること及び緊急時等に速やかに対応していただく必要があるため、専属・常勤が望ましい。 ・特別な配慮を要する児童の定義が明確でなく主観によるところが大きいいため、公表は差し控える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から令和7年度までの各支援単位における加配職員配置実績。 ・現在加配職員は何名配置されているか。 ・加配の対象となる基準についてお示し願いたい。 ・加配分は別途契約ではなく委託費に含まれるという認識でよいか。 ・加配にかかる人件費については、町と受託者の協議において決定するとあるが、委託契約時の見込みを上回る職員配置が必要となった場合、当該加配職員に係る人件費については、委託料の増額を含めて協議の対象となるとの認識でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加配の実績なし ・令和8年度現在加配職員の配置なし ・詳細については、委託事業者決定後に各年度の状況を踏まえて打合せしたい。 ・お見込みのとおり。なお、詳細については委託事業者決定後に打合せしたい。 ・お見込みのとおり。なお、詳細については委託事業者決定後に打合せしたい。
<p>仕様書 11. 支援員等の継続雇用及び処遇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善事業(月額9千円相当)及びキャリアアップ処遇改善事業は実施しているか。実施している場合委託費に含まれるか。 ・見積り上限額には、放課後児童支援員等処遇改善事業の費用が含まれていると考えてよいか。 ・月額9千円相当の賃金改善を実施するために必要となる費用については、委託料とは別に計上されるとの認識でよいか。 ・月額9千円相当の賃金改善(放課後児童支援員等処遇改善事業)について、その原資は委託料に含むものか。もしくは、国からの交付を受けられたのち、契約を見直すものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、実施はしていないが、今回の委託では実施をお願いしたい。なお、詳細については委託事業者決定後に別途打合せしたい。 ・お見込みのとおり。ただし、詳細については、委託事業者決定後に別途打合せしたい。 ・委託料に含むものとする。ただし、詳細については、委託事業者決定後に別途打合せしたい。 ・同上

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在勤務されている方（統括責任者、主任、副主任、支援員、補助員）の雇用条件（勤務条件、給与条件）についてお示し願いたい。 ・給与額・時給額等の参考となる指標について、開示が可能であればご教示願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【別紙4】参照 ・【別紙4】参照
<p>仕様書 17. 利用教室の建物区分及び貸付備品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、町が指定する部屋を事務室として使用できるとあるが、当該部屋はすでに確保されているか。 ・現在統括責任者が常駐するための事務室として使用している部屋があるということか。 ・現在も事務室を使用している場合、日常的に使用していて運営に関する備品等を常設しているのか、使用可能な日・不可な日があり、原状回復して業務を終了する必要があるのか、現在の運用方法についてご教示願いたい。 ・「桂寿苑」は、町社会福祉協議会の本所のようなが、本件に社会福祉協議会様以外が選定された場合でも使用できるものか。その場合、賃貸料は発生するか。また、入所申請の受付場所が社会福祉協議会様であると拝見したが、本件に社会福祉協議会様以外が選定された場合、受託者が受付場所を開設する必要があるか。 ・事務室の賃料は発生するか。 ・事務室の近隣に利用可能な駐車場があれば、利用可能台数および駐車場代についてご教示願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、専用の事務室は設置していないため、委託事業者決定後に事業者と協議の上、必要に応じて事務室として使用できる部屋（区画）を準備するものとする。 ・同上 ・現在は専用の事務室は設置していない。今回、新たに準備する事務室は業務委託完了後、次期受託事業者へ引継ぎを行うことができるものについては現状のまま、それ以外のものについては、原状回復の上、次期事業者へ引き継ぐものとする。 ・桂寿苑は町の施設であり、今回の委託後も学童保育所については実施場所を変更することはなく、現在使用している部屋で実施することとしている。また、町の施設であるため賃貸料は発生しない。入所申請等の手続きは、新たに設置する専用の事務室において実施することを想定している。 ・事務室の賃料は原則徴収しない。 ・事務室の近隣で利用可能な駐車場については、委託事業者決定後に事業者と打合せしたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の駐車場の有無。ある場合、使用料等有料か。 ・貸与予定備品一覧又は備品台帳をご提供いただけるか。 ・学童保育所ごとのパソコン・プリンター・電話機（固定電話）の設置状況についてご教示願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は、現在使用している町所有の敷地（学童に隣接）及び学校敷地内の駐車場の利用を見込んでいる。なお、駐車場使用料は原則徴収しない。 ・貸付備品については、委託事業者決定後に必要性を整理し、協議の上、貸し付ける備品を決定するものとしたい。 ・固定電話は、なのはなクラブ、桂川東学童クラブに設置。その他の支援単位は携帯電話により対応。パソコン、プリンターはリースにて設置。
仕様書 28. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、学童保育所で導入されているICT環境はどのようなものがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 ICT 環境は整備されていない。なお、今回の委託後は、積極的に ICT 活用（環境整備）をお願いしたい。
仕様書 別表 1 業務分担区分	<ul style="list-style-type: none"> ・町の収納管理体制が構築されるまでの間につきまして、詳細を教示願いたい。現在はどのようにされているものか。 ・利用料等の徴収について町の収納管理体制が構築されるまでの間との記載があるが、構築されるまでの間は事業者が徴収業務を行うという意味合いか。 ・利用料徴収を事業者が行い、かつ、その利用料を運営費に充てる場合、滞留金発生の際は（未払い）貴町からの補填があるか。滞留金発生の際は、町の補填との文言を契約書に記載することは可能か。 ・「施設・設備の修繕」について、受託者が請け負う金額範囲の定めがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、受託事業者を指定納付受託者として指定し、受託事業者が保護者から利用料を徴収し、町に納付している。今回の委託後も同様に、町の収納管理体制が構築されるまでの間は、指定納付受託者として受託事業者が毎月保護者から利用料を徴収し、町に納付していただくもの。 ・同上 ・受託事業者は指定納付受託者として、保護者から徴収した利用料を町に納付していただくが、利用料の滞納が発生した場合の督促及び滞納整理は町が行うものとする。そのため、補填等を行わない。 ・金額の範囲は定めていない。委託費の範囲内で対応可能な簡易な修繕は事業者の負担としているが、都度協議の上、対応願いたい。

<p>仕様書 別表2 費用分 担区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担区分に「巡回車賃借料」とあるが、統括責任者の巡回に使用する車両はレンタカー、リース車両が必要か。 ・事業者負担となる項目について、令和7年度の実績をご教示願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも必要ではない。別途準備する必要がある場合は見積額に計上すること。社用車や自家用車を利用する場合は、旅費（交通費）を必要に応じて計上すること。 ・【別紙5】参照
<p>運営業務全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から令和7年度までの学童保育所運営事業費決算額 ・令和5年度から令和7年度までの放課後児童健全育成事業補助金実績額及び町負担額 ・現在徴収している利用者負担金（利用料、傷害保険料、おやつ代等）の金額 ・おやつ代や保険料は、現在の額から変更は可能か。 	<p>学童保育所運営業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 32,867,000 円 ・令和6年度 40,938,943 円 ・令和7年度 43,286,943 円 <p>補助金交付確定額（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 7,524,000 円 ・令和6年度 9,672,000 円 ・令和7年度 10,669,000 円（予定） <p>補助金交付確定額（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 7,524,000 円 ・令和6年度 9,672,000 円 ・令和7年度 10,669,000 円（予定） <p>町負担額（総事業費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 35,108,422 円 ・令和6年度 43,023,478 円 ・令和7年度 45,334,515 円 <p>【利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 4,000 円／月 2人目以降1人当たり 2,500 円／月 夏休みのみ1人当たり 6,000 円／月 夏休みのみ2人目以降1人当たり 3,750 円／月 <p>【おやつ代】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 1,500 円／月 <p>【傷害保険料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 620 円／年※一部負担金 <p>【保護者会費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 1,500 円／年 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担が大幅に増えることがないよう配慮した金額設定であれば、変更することは差し支えない。

	<ul style="list-style-type: none">・ 保険料は、次年度以降も同じ保険を採用するとした場合、事業主負担の 1,000 円は委託料に含むものという認識でよいか。	<ul style="list-style-type: none">・ 傷害保険料は、今回の委託後は保護者に負担いただくことを想定している。
--	---	--

【問い合わせ】

子育て支援係 坂本、田尻

TEL : 0948-65-0081

E-mail : kosodate@town.keisen.fukuoka.jp